

認定 NPO 法人制度の概要

【目的】

市民や企業からの NPO 法人への寄附を促すことにより、NPO 法人の活動を支援する

【認定の有効期間】

5 年間

【税制上の措置】

(1) 寄附者に対する税制上の措置

個人が寄附する場合

所得税・個人住民税(認定 NPO 法人のうちから、県又は市区町村が条例で指定した法人のみ)の計算において、寄附金控除の対象となる

佐賀県では、県と全市町が各々条例により、対象寄附金を指定する仕組みを導入済

法人が寄附する場合

法人税の計算において、一般寄附金の損金算入限度額に加え、別枠の損金算入限度額が設定されている

相続又は遺贈による取得財産を寄附する場合

相続税の計算において、寄附した額が課税対象から除かれる

(2) 認定 NPO 法人に対する税制上の措置

みなし寄附金制度

収益事業にある資産から、その収益事業以外の事業のために支出した場合、この支出を寄附金とみなし、一定の範囲内(所得金額 20%相当額)で損金算入ができる

【認定 NPO 法人の認定要件】

(1) パブリック・サポート・テスト (PST) が一定の基準以上であること

PST : NPO 法人が広く一般から支持されているかどうかを数値により測る指標

$$\text{PST} = \frac{\text{寄附金等収入金額}}{\text{経常収入金額}} \quad \text{基準値 (20\%)}$$

実績判定期間(原則 5 年)
における割合で判定
特例措置(H22 年度)
初回は 2 年とすることも可

(2) 事業活動において、共益的な活動の占める割合が、50%未満

(3) 運営組織及び経理が適切

(4) 事業活動の内容が適正

(5) 情報公開を適切に実施

(6) 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がない

(7) 設立の日から 1 年を超える期間が経過し、少なくとも 2 つの事業年度を終了

(8) 所轄庁から法令等違反の疑いがない旨の証明書の交付を受けている